

作成日：2006年10月1日

## 世界知的所有権機関

World Intellectual Property Organization (WIPO)

所在地：34 chemin des Colombettes, 1211 GENEVE 20, Switzerland

Tel： (41 22) 338 91 11

Fax： (41 22) 733 54 28

E-mail: wipo.mail@wipo.int

PCTに関する問い合わせ

Tel: (41 22) 338 83 38

Fax: (41 22) 338 83 39

E-mail: pct.infoline@wipo.int

WIPO ホームページ PCT 関連情報

<http://www.wipo.org/pct/en/index.html>

# 特許協力条約

## Patent Cooperation Treaty

### 1. 特許協力条約の概要：

特許協力条約（以下、PCTという）とは、発明の保護のための出願で、一つの出願で複数国へ同時に出願したものと同等の効果を与えるための条約を言います。1970年6月19日にワシントンで締結されました。

この条約の目的は、同一の発明に対し複数の国で発明の保護を求めるに際し、出願人及び各国の特許庁の重複した手続きや審査を軽減する事を目的とし、その目的を達成するために、国際出願制度、国際調査制度、国際公開制度、及び国際予備審査制度を設けています。

PCTが施行されて以来、出願人の発明保護の観点から出願人に有利な方向へと手続が緩和化され、非常に利用易い条約となりました。

(1) 2004年1月1日から施行されたPCT規則において、以下のような改正が行われました。

- ① 国際出願時に保護を求める国（指定国と言います）を指定する代わりに、全締約国を指定したものとみなす旨との概念の導入。
- ② 国際調査機関及び国際予備審査機関の効率的な運用に伴う、それぞれの業務内容の変更。

これらの内容の変更は、それぞれの該当項目のところで説明します。

(2) 2006年4月1日から以下の改正が行われました。

- ・ 日本国を指定国から除外できる旨の願書上の変更。

(3) 2006年7月1日から以下の改正が行われました。

- ・ 国際公開における国際事務局による電子手段による公開の導入。

(4) **2007年4月1日から**施行が予定されている規則の改正は、以下の通りです。

- ① 所定期間内に優先権の回復ができる旨の改正。
- ② 国際出願の欠落部分等の補完ができる旨の改正。
- ③ 国際出願の明白な誤記の訂正に関する改訂。

これらの内容についても、該当項目のところで説明します。

なお、現在、日本を含めて133カ国（2006年9月1日現在）がこの条約に加盟しております。

## 2. 国際出願をするに際して：

### (1) 出願することができる者

原則として、締約国の国民が出願することができます（9条）。

従いまして、日本国の国民や日本国に住所等を有する外国人は国際出願をすることができます。

### (2) どこに出願をするか

原則として、受理官庁に対して出願をしなければなりません（10条）。

「受理官庁」とは出願人が住所等を有する国等の官庁を言います。従いまして、日本の国民が国際出願をする場合には、日本の特許庁に対して出願しなければなりません。

### (3) どのような書類が必要か

発明の保護を受けるためには、願書・明細書・請求の範囲・必要な図面及び要約を提出しなければなりません（3条）。

国際出願は、「方式統一条約」とも言われております。従いまして、これらの提出書類が国際出願の規定や規則に従っていれば、各指定国(出願人が保護を求める国)においてそれ以上の要件を求めることはできません（27条）。

#### ① 「願書」

願書には、出願人の名称や住所、発明者の氏名や住所、優先権主張をする場合には、基礎となる第一国出願の国名とその出願年月日を記載します。

従来は、国際出願の際に保護を求める指定国を指定しなければ、国際出願日を付与されませんでした。

ところが、2004年1月1日より、保護を求める国を指定するという概念は廃止され、国際出願の際に全締約国を指定したものとみなす、との願書の記載要件が改正されました。

また、この改正により「特定の種類の保護」を求める場合の記載要件及び「広域特許」を求める場合の「その旨」の記載要件も廃止されました。

更には、出願人が二名以上いる場合には、その中の一名の住所を記載すれば要件を満たすことになりました。

2006年4月1日より、指定国として日本国を希望しない場合には、国際出願の願書、

国の指定の欄「JP 日本国については指定しない」にチェックをすることにより、又英語による国際出願の場合には国の指定の欄の所定の箇所に“JP”と明記することにより、指定から除外することが可能

となりました。

その結果として、従来は指定国として日本国を希望しない場合には、国際出願後に日本国の指定の取下げをする取下書を提出しなければなりませんでしたが、その必要がなくなり手続の簡素化が図れることとなりました。

② 「明細書」

明細書は、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確に発明を記載しなければなりません(5条)。

③ 「請求の範囲」

請求の範囲には保護を求める事項を記載しなければなりません。

明細書及び請求の範囲の記載要件に関しては、規則に詳述されております。

④ 「要約」

要約は技術情報としてのみ利用されます。

⑤ 「手続言語」

我国の受理官庁（特許庁）へ出願をする場合、日本語又は英語によりすることができます。

⑥ 「優先権主張」

国際出願をする際にもパリ条約上の優先権を主張することができます。従来は、優先権主張する件の追加はできませんでしたが、一定の場合にはその追加をすることができるようになりました。

⑦ 「国際出願の効果」

上記の書類が受理官庁に提出されますと、受理官庁は国際出願日及び国際出願番号を付与します。

国際出願日が付与されますと、その出願は全締約国の実際の出願日とみなされます(11条)。

従いまして、出願人は各国の特許庁に実際に出願書類を提出せず、この国際出願により、すなわち一の言語による一の出願により、複数の国に出願したのと同様な効果を得ることができます。この効果が国際出願の最大のメリットとされています。

一方、上記とは異なり、出願が所定の要件を満たしていない場合には、補充の対象とされ、補充書を提出した日に出願がされたものとみなされます(11条)。

**2007年4月1日**に施行が予定されております改正の内容によりますと、優先期間（第一カ国出願日から12ヶ月）内に国際出願をすること

ができなかった場合には、更にその後2ヶ月以内に出願をすれば、優先権を主張して出願をすることができるようになります。

更に、国際出願の際に欠落した部分、明細書やクレーム又は図面が国際出願後に提出された場合には、その欠落した部分が優先権主張の基礎となる出願に含まれていることを条件として、欠落部分の補完が認められるようになります。

この結果として、国際出願日が繰下げられるということから回避できるようになります。

### 3. 国際調査 (International Search):

国際出願日が認められた出願は、国際調査の対象とされます(15条)。

国際調査の目的は、国際出願の発明と関連のある先行技術を発見することです。

国際段階において、管轄国際調査機関が先行技術を調査し、出願人に「調査報告書」を送付します。出願人は、その報告書により先行技術があるか否かの判断が容易となり、先行技術がある場合にはクレームの補正(19条)をしたり、今後の手続を断念したりするための資料とすることができます。

一方国際出願が各指定国へ移行した場合に、各指定国の特許庁は同一発明に関し再度調査をする必要がなくなり、重複した各特許庁の調査手続を軽減化することができるとい、メリットもあります。

上述したように、出願人はこの国際調査報告書の結果により、各指定国への移行手続を進めるか等の判断の資料とすることが出来、国際出願のメリットの一つになっております。(18条)。

なお、2004年1月から施行された改正規則により国際調査機関による国際調査報告に加え、「見解書」も作成されるようになりました。この見解書は、発明が新規性等を有するか否かの予備的な且つ拘束力のない、特許性に関する意見を表明するものです。

なお、英語で国際出願をした場合、出願人は国際調査機関を日本の特許庁か、欧州特許庁(EPO)のいずれかを選択することができます。指定国EPCで発明の保護を求める場合には、国際調査機関をEPOとした方が便利ではないでしょうか。指定官庁のEPOで調査が行なわれ、EPC指定国において特許を取得できるか否かの判断が容易となるからです。

### 4. 国際公開 (International Publication)

国際出願の内容は原則として優先日から1年6ヶ月経過後にジュネーブの国際事務局により公表されます(21条)。

PCTが締結される前は、各国独自の方法や言語で出願の内容が公表されていましたが、PCTでは第三者に広く利用させるべく一定の言語及び所定の形式により国際出願の発明の内容を公表することになりました。

なお、出願人の請求により、優先日から1年6ヶ月経過前においても、いわゆる「早期公開」を請求することができます。

従来は、国際公開がされますと国際事務局が国際公開公報を出願人に送付しておりましたが、2006年7月1日からは国際公開番号及び国際公開日の通知のみとなり、紙による国際公開公報は廃止されることとなりました。その結果として、出願人が国際公開公報の入手を望む場合は国際事務局のウェブサイトアクセスすることにより入手が可能となりました。

## 5. 国際予備審査 (International Preliminary Examination):

国際予備審査とは、出願人の請求により国際予備審査機関が発明の新規性や進歩性・産業上の利用可能性の有無について実体的な審査を行う制度をいいます(31条)。

国際調査は先行技術の発見を目的としていますが、この予備審査制度は国際調査より一歩進んで実体的な審査を行い、その結果を「予備審査報告書」という形で出願人に送付されます。この報告書の内容により出願人は保護を求める国(選択国といいます)で特許が得られるか否かの判断が容易になり、これも国際出願の大きなメリットの一つとなっております。

すなわち、この報告書により出願人は手続きを継続するか若しくは手続きを断念するかの判断資料となり、一方保護が求められている各国の特許庁ではその報告書の結果を利用することができますので、独自に審査をする必要性がなく、審査の負担の軽減を図ることができます。

国際予備審査請求する時期ですが、従前はその最終時期について規定はありませんでした。ところが、2004年1月1日施行の改正規則においては、その請求は優先日から22ヶ月又は国際調査報告及び書面による見解書の送付から3ヶ月以内、いずれか遅く満了する時期までに行うことができます。

なお、この国際予備審査はPCT上第二章に規定されており、留保可能な規定となっております。

## 6. 国内段階指定国(又は選択国)移行手続き

上記の手続きは国際段階における手続きです。特許要件等の実体的な審

査は各国毎に行われますので、指定国で発明の保護を受けるためには、保護を希望する国に国際出願の翻訳文を原則として優先日から 30 ヶ月以内（若しくは優先日から 20 ヶ月以内）に提出しなければなりません。

各国特許庁に対する翻訳文提出等の国内手続は、現地の代理人を介して行われるのが一般的です。外国で権利を取得するためには、各国の特許庁に支払う手数料、現地代理人に支払う経費、出願書類の翻訳料等の経費が必要になります。

これらの期間内に指定国等の移行手続きをとらなかつた場合には、国際出願は取下げられたものとみなされ、もはやその国で、原則として特許を得ることはできなくなりますので、その期限には十分に注意する必要があります。

なお、この優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査の請求をした場合には、国内段階移行手続期限が優先日から 30 ヶ月まで伸びるとの規定（22 条）も 2002 年 4 月 1 日より改正され、国際予備審査請求の有無に拘わらず、一律に優先日から 30 ヶ月と変更されました。

但し、この規定は各国の国内法とも関連しておりますので、全ての締約国において適用される訳ではありません。優先日から 19 ヶ月経過前に国際予備審査請求をしなければ、国内段階移行期限が 30 ヶ月まで伸びない国としては、スイス、ルクセンブルグ、スウェーデン、タンザニア及びウガンダ（2006 年 7 月現在）があります。

但し、これらの国々も国内特許としてではなく、広域特許 (Regional Patent) として保護を求める場合には、優先日から 30 ヶ月若しくは 31 ヶ月まで手続を採ることが可能です。

## 7. PCT 条約改正に伴う我国の改正点：

① PCT 規定第 22 条の改正に伴い我国の特許法の改正が行なわれました。

即ち、優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査をしなかつた場合には、優先日から 20 ヶ月以内に我国への移行手続を行なわなければなりませんでしたが、国際予備審査請求の有無に拘わらず優先日から 30 ヶ月以内と変更されました。

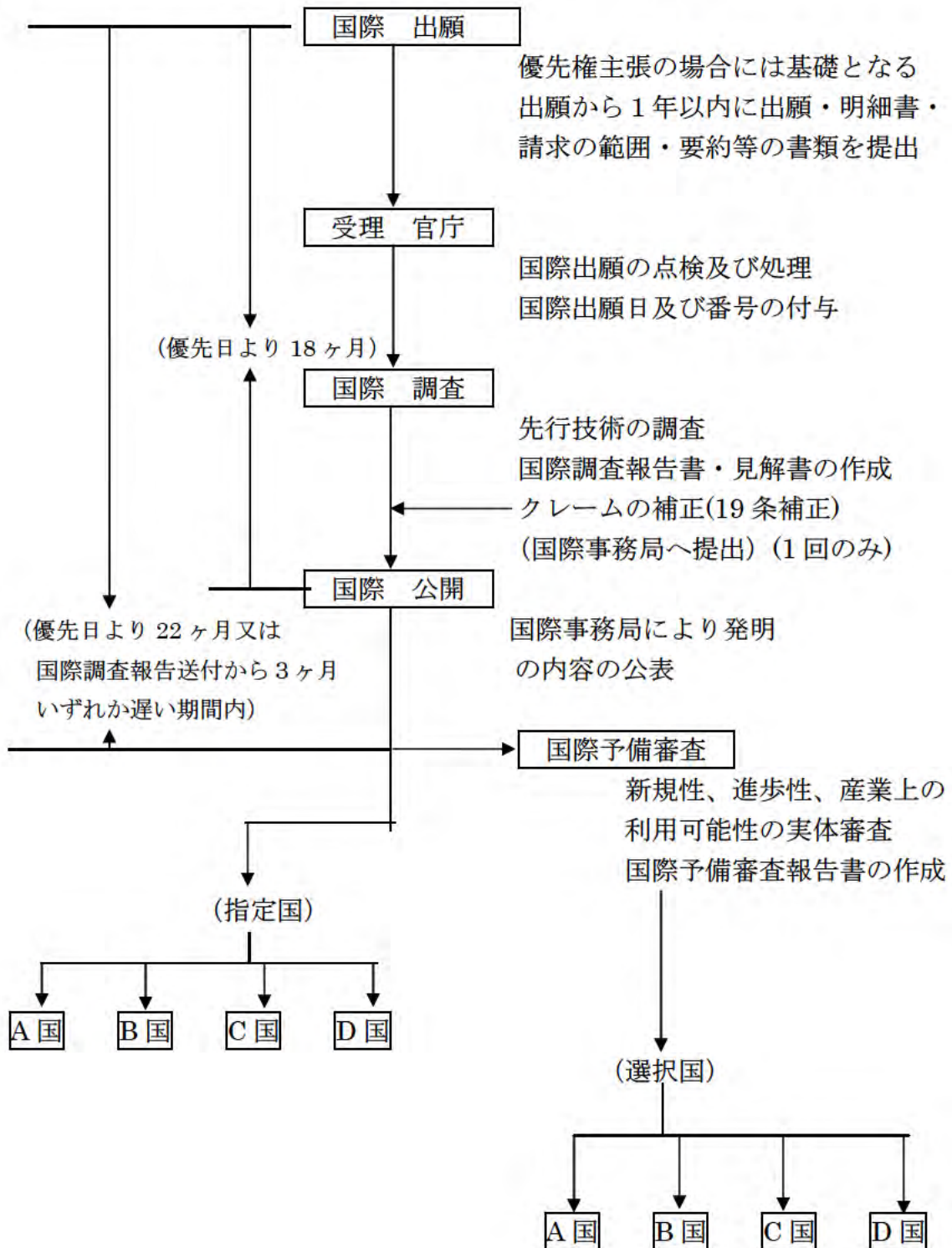
②従来は国際予備審査の請求がされた場合、外国語特許出願の場合においては、優先日から 30 ヶ月以内に日本語の翻訳文を提出しなければなりませんでしたが、

ところが、法改正により 2002 年 9 月 1 日より、翻訳文提出特例期間が新たに設けられ、国内移行の所定の書面を優先日から 30 ヶ月の満了前 2 ヶ月以内に提出すれば、日本語による翻訳文をその書面の提出日から更に

2ヶ月以内に提出することができるようになりました。この結果、翻訳文の提出期間が実質的に2ヶ月間延長されたこととなります。



出願から国内段階移行の手続まで



## 国際出願料金

(2006年1月1日以降)

1. 国際出願手数料 121,800 円
  - ・ 以前の基本手数料と指定手数料とが、国際出願手数料となりました。
  - ・ 30 頁を超える場合、1 頁当たり加算額 1,300 円
  - ・ なお、PCT-SAFE より作成した願書と願書・要約書の FD を提出した場合、国際出願手数料が減額されます。
2. 調査手数料
  - ・ 日本国特許庁が国際調査を行なう場合 97,000 円
  - ・ ヨーロッパ特許庁が国際調査を行なう場合 222,800 円
3. 予備審査手数料
  - ・ 日本国特許庁が予備審査を行なう場合 36,000 円
  - ・ 取扱手数料 17,400 円

### 国際出願に際して留意すべき事項：

- (1) 上述した内容から明らかと思いますが、PCT の規則が随時改正されております。  
従いまして、国際出願をする場合には常に特許庁のホームページ上で正確な情報を入手しておくことが必要です。例えば、上記国際出願の手数は頻繁に変更されますので注意して下さい。
- (2) 2006 年 4 月 1 日から国際出願時において願書上で指定国から日本国を除外することができるようになりました。  
日本の出願の優先権を主張して国際出願をするケースが多いと思われれます。この場合、指定国に日本国を含めると、その指定国日本に関しましては優先権主張の日本出願との関係で、自己指定となり国内優先権主張の適用を受けることとなり、原則的に優先権主張の基礎である日本出願は所定の期間経過後に取下げられたものとみなされます。  
この適用を望まない場合には、指定国日本を指定国から除外することが必要となります。  
但し、ここで留意すべき点は、国際出願時において指定国日本を除外した場合には、後日指定国日本を追加することはできなくなりますので注意が必要です。
- (3) 国際出願をしてから指定国（選択国）に移行手続を採るための期間は、優先日から 20 ヶ月又は 30 ヶ月と長期にわたります。

従いまして、その期限管理には十分注意する必要があります。  
この期限を徒過した場合は、原則としてもはや権利取得が殆ど困難であると  
理解しておいた方が、賢明かと思われます。